

徳島県告示第五百七十三号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（標高データ（地図情報レベル五〇〇かつ陸域〇・五メートルメッシュ又は水域一・〇メートルメッシュ））	徳島市、鳴門市並びに板野郡松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町（旧吉野川及び今切川 地内）	令和二年七月二十七日から 令和三年二月十九日まで